

新型インフルエンザ対策担当課長会議資料

新型インフルエンザに関する発生状況及びサーベイランスについて

平成21年9月8日 厚生労働省
新型インフルエンザ対策推進本部

感染症発生状況

感染症発生動向調査(インフルエンザサーベイランスより)

インフルエンザ定点当たり報告数・累積報告数、都道府県別

2009年35週(08月24日～08月30日)

区分	インフルエンザ	
	報告数	定点当たり
総数	12,007	2.52
沖縄県	2,088	36.00
大分県	216	3.72
福岡県	610	3.08
大阪府	866	3.08
東京都	856	3.01
・	・	・
・	・	・
石川県	55	1.15
群馬県	110	1.10
和歌山県	42	0.86
栃木県	64	0.84
青森県	39	0.60

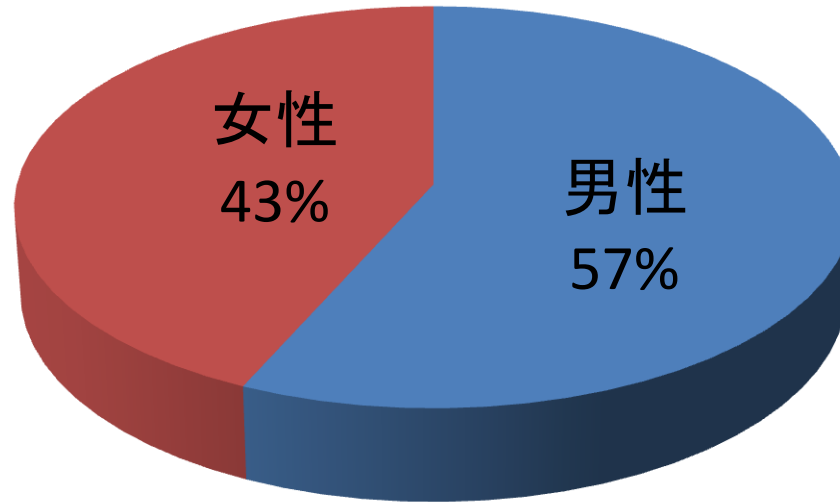
感染症発生動向調査

○医療機関から、保健所を通して、国立感染症研究所に報告。

○例年、定点あたり1を超えると「インフルエンザ流行入り」として注意喚起。
今般の新型インフルエンザについても本格的な流行入り。

新型インフルエンザ患者 — 男女別内訳 —

(単位: %)



計: 4,986人

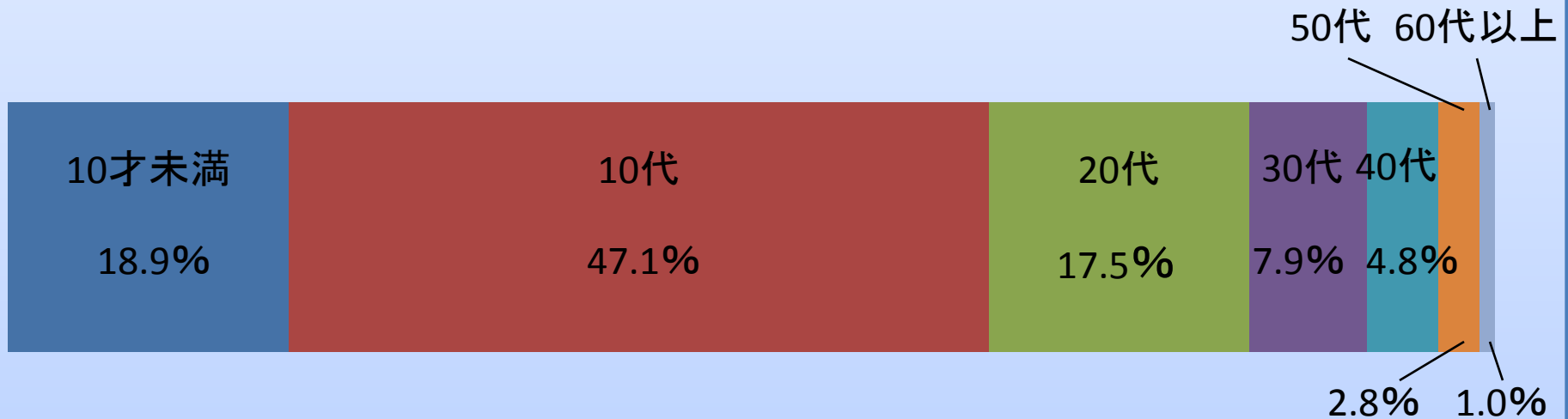
男女別内訳(単位: 人)

男性	女性	計
2,828	2,158	4,986

※ 法第12条の医師の届出(全数把握)
平成21年7月24日6時時点のデータより作成

新型インフルエンザ患者 — 年齢階級別内訳 —

(単位：%)

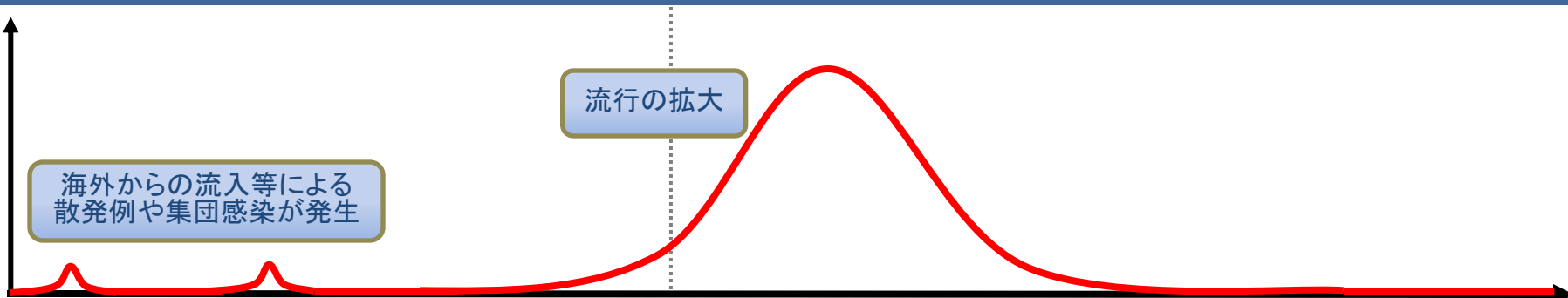


年齢階層別内訳 (単位：人)							
10才未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	計
943	2,346	874	393	241	138	51	4,986

※ 法第12条の医師の届出(全数把握)
平成21年7月24日6時時点のデータより作成

新型インフルエンザ(A/H1N1)の流行状況とサーベイランス対応

国内の発症者数



目的

① 感染拡大の早期探知

② 発生状況の把握

法12条に基づく医師の届出
全数把握

クラスター
(集団発生)
把握

感染拡大防止対策の実施

- ・簡便な積極的疫学調査の実施
- ・患者への対応
- ・臨時休業の要請
- ・施設を通じた注意喚起

感染拡大の
早期探知

クラスター(集団発生)サーベイランス
(学校、施設等を対象)

インフルエンザ様疾患発生報告 (保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の休業等調査)

サーベイランス

重症化及び
ウイルス性状
変化の監視

ウイルスサーベイランス(定点)【外来患者】

(全例検査 → 予め定めた件数以上は抽出した者に検査)

※薬剤耐性の確認も含む

インフルエンザ入院サーベイランス【入院患者】

(全例PCR検査(全医療機関) → 相当程度増大以降は、適時に見直す)

全体的な
発生動向
の把握

インフルエンザサーベイランス(定点)【外来患者】 (PCR検査実施せず)

新型インフルエンザ(A/H1N1)にかかる 現在のサーベイランス体制について

1 地域における感染拡大の早期探知のためのサーベイランス

(1) クラスターサーベイランス

- 放置すれば大規模な流行につながる可能性がある集団的な発生を早期に把握

① 医師からの連絡 ② 学校の設置者からの連絡 ③ 社会福祉施設等の施設長からの連絡

(2) インフルエンザ様疾患発生報告

- 幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校の休校数等の把握

2 重症化及びウイルスの性状変化の監視のためのサーベイランス

(1) ウイルスサーベイランス

- 抗原性、抗インフルエンザウイルス薬の感受性等の調査による病原性の変化の把握

(2) インフルエンザ入院サーベイランス

- 重症者の発生動向の把握

3 全体的な発生動向の把握のためのサーベイランス

● インフルエンザサーベイランス

- 定点医療機関における患者数からの発生動向の全体把握

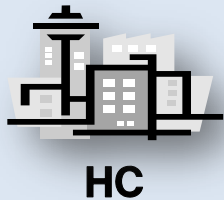
クラスターサーベイランスについて

【原則】 我が国全体における感染の急激な拡大に伴い、個々の発生に係る早期探知の取組を縮小するとともに、集団発生の傾向を把握するための取組に重点。
これに基づき、各地域において、適切な感染拡大防止対策の徹底を図る。

【構成】 クラスターの端緒の把握 → 医師に対し幅広く報告を求める。

クラスターの端緒の把握について

都道府県等の判断で、PCR検査の実施。



③医師からの連絡



医師が集団発生を疑った場合、保健所へ連絡

問診により集団発生かどうかを確認

②医師による問診等

①受診



④簡便な積極的疫学調査

インフルエンザ疑いの把握

施設からの感染状況等の報告を受けた保健所は、当該施設に対し、
ア 臨時休業の要請の検討
イ 有症者に対する外出自粛の要請
ウ 施設に対する注意喚起等の対応を講ずる。

⑤感染状況等の報告

インフルエンザ様症状を呈する者の数や感染状況等

迅速な感染拡大防止対策